

豊中市役所市民協働部くらし支援課 就労支援専門員・専門相談員（募集案内）

1. 採用予定人数

就労支援専門員・専門相談員 1 名

2. 応募要件

年齢および学歴不問

生活支援、就労支援に関する相談業務に従事した経験を有する人

※採用決定した人には、該当期間における勤務証明書等を提出いただきます。

3. 雇用形態

豊中市の（臨時）会計年度任用職員として雇用します。

4. 雇用期間

雇用期間は、採用から令和 9 年 3 月 31 日まで

※1ヶ月の条件付採用期間があります。

5. 勤務地

豊中市立生活情報センターくらしかん（豊中市北桜塚 2-2-1）

（所属：豊中市市民協働部くらし支援課）

6. 勤務時間

週 30 時間勤務（1 日 7.5 時間、週 4 日勤務）

※8：45～17：15 の間で 7.5 時間

7. 仕事の内容

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の相談員として、生活困窮者からの相談を包括的に受け止め、アセスメントの実施、支援プランの作成、関係機関との連絡調整及び継続的な支援を行う。また、相談者の状況に応じて就労支援、家計改善支援その他必要な支援につなげ、自立の促進を図る。

8. 応募（申込み）期間

随時

9. 応募（申込み）方法

提出物 ①申込書（所定様式）②職務経歴書（任意様式）

所定の申込書（別紙）に必要事項を記入し、写真（概ね 4cm×3cm。上半身正面向）1 枚をはって、①②を生活情報センターくらしかん 2 階へ持参もしくは郵送で提出してください。

郵送の場合は、下記送付先へ簡易書留郵便にてご郵送ください。

**送付先：〒560-0022 豊中市北桜塚 2-2-1 豊中市立生活情報センターくらしかん
豊中市 市民協働部 くらし支援課 自立支援係あて**

封筒に「就労支援専門員（臨時）応募」と朱書きしてください。

1 0. 選考方法

応募者から提出された書類をもとに書類選考の上、面接を実施します。

1 1. 選考結果の通知

選考結果は電話等で本人にお知らせします（面接後、2 週間以内を目安に通知します）。

1 2. 勤務条件

- （1）賃金 時給 1,741 円～1,754 円（経験により決定）
 （通勤費用は上限 150,000 円(月額)を別途支給（※支給要件あり））
 *月末締・翌月 20 日支払い。昇給、退職手当はありません。
 *賞与有
- （2）休日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始、月曜日～金曜日の間に 1 日（原則）
- （3）休暇 ○年次有給休暇
 雇用期間によって変動します。最大 10 日（雇用期間が 6 か月超の場合）
 ○その他（服喪休暇（有給）、労働基準法に定める休暇（無給））
- （4）社会保険 健康保険・厚生年金保険・雇用保険に加入

1 3. 問合せ

〒560-0022 豊中市北桜塚 2-2-1 豊中市立生活情報センターくらしかん

豊中市 市民協働部 くらし支援課 自立支援係

電話 06-6858-6871

平日 午前 9：00～午後 5：15（12/29～1/3 を除く）